

# 児童手当からの 保育料、学校給食費等の徴収のご案内

## 1. 制度のご案内

保育料や学校給食費等を期限内に納付されている方とされていない方との受益者負担の公平性を確保するため、令和3年度より児童手当からの徴収を行います。（特別徴収及び申出徴収）

特別徴収及び申出徴収は、『児童手当受給者が保育料や学校給食費等の費用を滞納している』場合のみ行います。

受給者の皆様におかれましては、各費用について滞納することがないように期限内の納付をお願いいたしますとともに、申出書の提出についてご協力いただきますようお願いいたします。

## 2. 特別徴収について

特別徴収は、保育料（現年度分）について滞納の状態が続く場合に、『町の判断』により児童手当からその滞納費用分を差し引いて児童手当を支給する制度です。特別徴収は、児童手当の各支払期（6・10・2月）に行います。

（例）

- ・児童手当4か月分 60,000円
- ・保育料滞納 20,000円 の方の場合

特別徴収

- ・児童手当支給額 40,000円
- ・保育料滞納 0円 となります。

## 3. 申出徴収について

児童手当受給者が『学校給食費等の費用を滞納した場合に児童手当を充てる』旨の申出をすることにより、児童手当から学校給食費等の滞納している費用を差し引いて児童手当を支給する制度です。申出徴収は各支払期（6・10・2月）に行います。受給者の皆様は申出書の提出についてご協力をお願いします。

◎徴収の対象となる費用

徴収対象費用	特別徴収	申出徴収	優先順位
保育料	○	○	第1位
学校給食費	×	○	第2位
放課後児童クラブ使用料	×	○	第3位
延長保育料	×	○	第4位

重複して滞納している場合は、原則こちらの順位に従い徴収します。

（例）

- ・児童手当4か月分 60,000円
- ・学校給食費滞納 30,000円
- ・放課後児童クラブ使用料滞納 10,000円 の方の場合

申出徴収

- ・児童手当支給額 20,000円
- ・学校給食費滞納 0円
- ・放課後児童クラブ使用料滞納 0円 となります。

お問い合わせ先 七ヶ浜町子ども未来課  
☎ 357-7454